

清風寮生心得

清風寮は1964年4月10日に上ヶ原三番町に竣工し、これまで建学の精神を体現すべく学生の自治のもと運営がなされてきました。そして、2015年2月に現在の場所にユニット制の（1ユニット5名、原則各学年1名および交換学生1名）の寮として生まれ変わりました。共同生活を通して、積極性や協調性を養うとともに、異文化交流を通して、国際理解を深めることを目指します。

I. 入寮資格について

- 1 関西学院大学に在籍する女子学部生および交換学生
- 2 入寮定員など
 - (1) 正規学生 48 名
 - (2) 本学との協定に基づく海外からの交換学生 12 名
 - (3) 各ユニットの構成は、原則各学年 1 名の 4 名および交換学生 1 名の 5 名で構成される。

II. 寮会及び寮行事について

1 寮会

- (1) 長期休暇（夏季休暇、冬季休暇、春季休暇）を除き寮会は、毎月第2火曜日 21 時から実施する。
- (2) 正規学生は、必ず出席することとする。
- (3) 以下の事由に該当する場合は、事前に寮長に欠席届を提出することにより、欠席を認める。以下の事由以外での欠席は、寮則違反とみなし、ペナルティを課す。
 - ①冠婚葬祭
 - ②授業（補講、試験、その他単位の取得に関わる授業）
 - ③就職活動（面接、説明会等も含む）
 - ④部活動【学生連盟加盟団体（登録団体を除く）】の大会、練習試合等
 - ⑤サークル（上記以外の団体）の大会（証明できる場合のみ）
- (4) ①、②、③は証明書等の提出は不要であるが、場合によっては証明する文書の提出を求めることがある。
- (5) その他事由については、役員により判断する。

2 寮行事について

- (1) 寮生（正規学生）は、必ず出席することとする。
欠席基準及び手続きは、1－(3)と同様。
- (2) 寮生（交換学生）は、積極的な参加を歓迎する。

III. 寮費・光熱水費などについて

1 金額

- (1) 入寮費
 - ・正規学生 60,000 円
 - ・交換学生 1 セメスター（約 4 ヶ月）：10,000 円
2 セメスター（約 10 ヶ月）：20,000 円なお、入寮後、入寮費はいかなる理由があっても返金しない。
- (2) 寮費 月額 32,000 円
- (3) 光熱水費 共用部分：月額 7,537 円（内水道代 4,074 円、電気代 3,463 円）
個室部分：実費 ※退寮月は 305 円

(4) インターネット代 1,160 円

※上記(3)と(4)を以下「諸経費」という。

(5) 追徴金：共用部分の光熱水費が非常に高い場合は、追徴金を請求する。

(6) 諸経費の定額部分は収支状況により改定する場合がある。

2 入金方法

(1) 原則個人口座からの自動引き落としとする。

(2) 入寮直後でまだ個人口座開設手続きが済んでいない寮生及び交換学生は大学の発行する振込用紙で振込用紙の裏面に記載された金融機関窓口若しくはコンビニエンスストアにて入金することとする。

3 支払期限

(1) 毎月 27 日（27 日が土日祝の場合は翌営業日）（以下支払日）に自動引き落とし若しくは振込依頼書での支払をすることとする。

(2) 支払の対象となる月

・寮費及び諸経費（定額分）：翌月分

・諸経費（個室電気代分）：概ね前月 1 ヶ月使用量分

(3) 入寮費・入寮月の寮費及び諸経費はⅢ-5 に定める。

その他料金

コインランドリー代	・洗濯機（4.5kg）200 円（設置台数：4 台）
	・洗濯機（7.0kg）300 円（設置台数：2 台）
	・乾燥機 100 円（設置台数：6 台）

4 入退寮月の寮費・諸経費について

(1) 寮費：滞在日数により 日割り（月額×滞在日数÷当該月の暦日） で徴収する。ただし、退寮に関しては、退寮日より 30 日前までに退寮の申し出がなかった場合には、1 ヶ月分の寮費を徴収する。

(2) 諸経費：滞在日数により 個室電気代予測額 305 円を含めた月額料金を日割り（月額×滞在日数÷当該月の暦日） で徴収する。ただし、退寮に関しては、退寮日より 30 日前までに申し出がなかった場合には、退寮日に関わらず 1 ヶ月分の諸経費（個室電気代予測額 305 円を含む）を徴収する。

(3) 支払期限

・入寮費、入寮月とその翌月分の寮費及び諸経費（定額分）は入寮後速やかに支払うものとする。

・退寮月の寮費及び諸経費は退寮日前日までに支払うものとする。

5 留学などの理由で長期間寮外にて生活する場合について

大学が主催する留学に参加する場合、留学期間は寮費および個室電気代を除く諸経費を徴収する。短期留学の場合は寮費および諸経費を徴収する。中期留学（約 4 カ月）の場合は在寮するか退寮するか意思確認を行う。長期留学（6 カ月～1 年）の場合は退寮を勧める。中期留学および長期留学の場合、留学終了後の再入寮は保証しない。空室があり、再入寮する場合は、入寮費については免除する。

なお、寮外にて生活する期間前及び期間中にⅧ-1 に該当する若しくは該当することが分かっている場合には退寮することとする。

IV. 静粛時間について

23 時 50 分～翌朝 7 時は静粛時間とする。静粛時間は静かに過ごすこと。静粛時間は緊急時を除き、ユニット間の移動は禁止する。静粛時間以降に諸事情により話すことが必要な場合は、和室または集会室を静かに利用すること。静粛時間以外でも大きな音で音楽を聴くなど、迷惑な行為は禁止する。

V. 入館・退館について

※入館・・・寮の建物に入ること。

※退館・・・寮の建物を出ること。

- 1 入館・退館時には必ず在寮札にて在・不在を告知すること。
外泊・帰省する際は、必ず事前に在寮確認版に明記すること。
- 2 防犯上、また管理人や他の寮生の迷惑にならないよう不必要な静粛時間の入退館は禁止とする。
- 3

VI. 車両の所有・管理について

- 1 自転車の所有は一人一台まで所有を認めることとする。
- 2 バイクの所有は原付一種のみ一人一台まで認めることとする。
- 3 所有する車両は所定の場所に駐輪すること。
- 4 車両を所有する場合は、必ず車両番号（自転車の場合は防犯登録番号、バイクの場合はナンバープレートの番号）を管理人に届け出、渡された登録シールを貼ること。
- 5 寮生以外の車両の入構は原則認めない。ただし、止むを得ない理由がある場合は管理人に届け出て許可を受けること。

VII. 寮生以外の入館について

- 1 寮生以外の入館は女性に限り、1階のみ可能とする。また、寮生の付添いを伴うものとし、入退館時には管理人にその旨報告すること。その際、管理人に誰が入館するかを報告すること。ユニット内への立ち入りは禁止とする。
- 2 緊急時や寮運営に必要な場合に限り、寮監またはレジデンスセンターの判断で寮生以外の入館を許可することがある。
- 3 寮生以外の入館者がある場合、寮生は「IXその他」に定める内容を遵守するよう指導すること。
- 4 外来宿泊者を寮内に泊める場合は、3日前までに寮長に外来宿泊者届を提出すること。外来宿泊者の宿泊期間は2泊3日以内とし、最大で3人までとする。また、宿泊場所は一階和室部分に限り、ユニット内への立ち入りは認めない（外来宿泊者の入浴時除く）。外来宿泊者に関する責任はすべて「外来者宿泊届」に記載された保証人（寮生）が負うものとする。外来宿泊者の寝具にはシーツ類を使用すること、使用したシーツ類は保証人が洗濯する。

VIII. 退寮について

※寮生として資格を喪失し、寮から退去すること。

- 1 次に掲げる場合は退寮することとする。また、この場合入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。
 - (1) 修業年限を超える場合
 - (2) 残留・卒業延期する場合
 - (3) 休学・退学する場合
 - (4) 除籍された場合
- 2 次に掲げる場合は寮監とレジデンスセンター長の判断で退寮させることとする。また、この場合入居者が被る損失については、大学はその責を負わないものとする。
 - (1) 数度の督促にも関わらず寮費・光熱水費等を納付しない場合
 - (2) 健康上寮生活を送ることが不可能と見なされた場合
 - (3) 寮生としてのふさわしくない言動、寮行事への無断欠席、迷惑行為等の改善が見込めない場合
 - (4) その他寮監とレジデンスセンター長が不相当と認めた場合
- 3 3月に退寮する場合は、新入生を迎える準備があるため3月20日までに部屋を明け渡すこととする。
- 4 寮生が自己都合で寮を退去するときは、執行部の承認を得て、その理由をレジデンスセン

ターに報告し、退去の妥当性をレジデンスセンター長と寮監に認められた上で退寮届を提出することとする。また、寮費・光熱水費などは退寮月の翌月分から徴収しないものとする。

- 5 個室は退寮日前日までに居住者が清掃を行い、退寮時には一切の私物を残さないこと。また、退寮日前日までに大学関係者または大学関係者が指名した者による設備点検を受けること。

IX. その他

- 1 喫煙について
 - (1) 寮とその敷地内では喫煙をしないこと。
 - (2) 法令を遵守し、20歳未満は喫煙をしないこと。また寮生は20歳未満の喫煙を努めて予防・防止すること。
- 2 飲酒について
 - (1) 法令を遵守し、20歳未満は飲酒しないこと。また寮生は20歳未満の飲酒を努めて予防・防止すること。
- 3 医薬品・薬物について
 - (1) 医薬品の使用は、日本の法律により認められた医師・薬剤師等の医療従者による十分な指示のもと使用・服用すること。
 - (2) 有機溶剤（シンナー、トルエンなど）・覚せい剤・大麻・コカイン・あへん類（ヘロインなど）・LSD・MDMA・その他日本において危険ドラッグとされる薬物はその所持・乱用の一切を禁ずる。この禁を破った寮生は即刻退寮とし、学籍上の重い処分を課す。
- 4 個室は個室の居住者、ユニット共用部はユニットの居住者が清掃を実施し、寮内を清潔に保つこと。ゴミの廃棄は西宮市のルールに従って、寮生で協力して行うこと。燃えるゴミについては、収集日の午前4時から8時までに指定場所に出すこと。
- 5 寮の建物または個人所有の物品以外は丁寧に扱い、破損があった場合は即座に厚生委員長に届け出ること。故意・過失により破損した場合は、弁償しなければならない。
- 6 寮生は定期的に大学関係者または大学関係者が指名した者による個室・ユニット共用部・その他共用部の設備点検を受けること。
- 7 冷暖房器具に関しては、寮備え付けのもの以外を使用をしないこと。
- 8 コンロ類は寮備え付けのもの以外を使用しないこと。
- 9 節電・節水を心がけること。
- 10 その他日本の法律・自治公共団体の条例・大学の規則等を遵守し、寮生として関学生としての自覚を持った言動をとること。

X. 大学の窓口

【寮 監】 打樋 啓史（うてび けいじ）社会学部教授

【担当事務室】 関西学院大学 レジデンスセンター

場 所：西宮上ヶ原キャンパス G号館1階

連絡先：0798-54-6113

清風寮生心得 補足

①週番について

該当月が始まるまでに、あらかじめ各ユニットで話し合い、担当の週を決定する。

当番の学生は、1週間を通して以下の作業を行う。

- ・月曜日の不燃物、水曜日のペットボトル、木曜日のプラスチックごみ、火・金曜日の生ゴミのゴミ捨て
- ・トイレ、台所のシンク、コンロ掃除、洗面所掃除、風呂場の浴槽・床・壁の清掃

＊寮会後に行われるユニット会議で翌月の当番を決定する。その際に冷蔵庫掃除をユニットメンバーで行うこと。

＊風呂場掃除では浴槽・床をスポンジと洗剤を使用し丁寧に行うこと。

使用者は最後にシャワー等で湯垢を流し、排水溝の髪の毛も必ず取り清潔に保つこと。

また、週番の仕事としては日曜日に浴室とシャワールームの床・壁の清掃も行うこと。

②ユニット内の消耗品・自治費について

洗剤やトイレトペーパー等の消耗品は自治費で購入する。消耗品が切れた場合は、各ユニットの厚生委員に申し出る。

保管庫からの消耗品の補充は厚生委員の責任で行う。

自治費として毎月1人1500円を徴収する。自治費は寮内行事や消耗品等の購入に使用する。

③ペナルティ・退寮について

寮則に違反した学生には以下の通り罰が付き、ペナルティを課す。

罰の種類	寮則違反の例	ペナルティとして 当人が実施すること
赤 罰 ※1 (厳重注意)	○事前連絡のない寮行事への遅刻・欠席 ○他の寮生への執拗な迷惑行為	「週番担当」を担当者の代わりに担う(2週間)※？
黄 罰 ※2 (注 意)	○寮行事の欠席届の提出遅れ ○共有スペースでの騒音、書類の提出遅れなどの寮生活を送る上での迷惑行為	「週番担当」を担当者の代わりに行う(1週間)※？

※1. 赤罰：厳重注意は、事前連絡なしでの寮行事への遅刻・欠席、欠席事由以外の寮行事の欠席、他の寮生への執拗な迷惑行為のような寮のルール違反に対して執行部が行うものである。また、赤罰対象者には始末書を書いてもらう。赤罰を2回受けた場合は、執行部や寮監との話し合いの場を設ける。赤罰を3回受けた場合で、該当する寮生の素行の改善が見られない場合は、執行部より退寮の勧告を行った上で、寮監及びレジデンスセンター長により退寮を命じることがある。

※2. 黄罰：執行部によって行う注意。

※3. 週番担当：補足③の週番としての業務（清掃等）を代わりに行うこと。

④外泊禁止期間について

正規学生は原則として4月中は外泊禁止期間とする。（1回生のみ）

寮の規則を覚え、慣れてもらうことは寮を運営していく上でとても重要なことである。

4月末に実施される寮則テストに合格後、外泊が許可される。